

令和 8 年熊本地震による被災者に対する 開発許可申請等に係る手数料免除について

熊本県土木部建築住宅局建築課

令和 8 年熊本地震で被害を受けた建築物所有者等の経済的負担を軽減するため、都市計画法に基づく開発許可申請等の手数料について、減免措置（全額免除）を行います。

1 免除対象手数料

- ・被災した建築物の移設又は建替等にあたって生じる下記の手数料
 - （１）開発行為許可申請手数料（都市計画法（以下「法」という。）第 2 9 条）
※非自己用の手数料を除く。
 - （２）予定建築物等以外の建築等許可申請手数料（法第 4 2 条第 1 項ただし書き）
 - （３）開発許可を受けた土地以外の市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料（法第 4 3 条）
- ・被災した開発許可地の開発区域等の変更にあたって生じる下記の手数料
 - （４）開発行為変更許可申請手数料（法第 3 5 条の 2）

2 要件

対象者		①市町村長から今回の地震被害による建築物の罹災証明書の発行を受け、次のすべての要件を満たす開発行為を行う者であること ②過去に同一の罹災証明書等で減免を受けていないこと ※上記 1（４）について、罹災証明を受けることができない者については、下記 3 の申請方法に記載のとおりで可とする。
用途 規模	上記 1（１） （２）（３）の 手数料	①予定建築物の用途が被災した建築物と同一又は一般住宅であること ②予定建築物の規模、構造、設備等が被災した建築物と比較して著しく過大でないこと ③被災した建築物と予定建築物の所有者が同一又はその同一生計家族であること
	上記 1（４） の手数料	①予定建築物の用途が開発許可時と同一又は一般住宅であること ②予定建築物の規模、構造、設備等が開発許可時と比較して著しく過大でないこと ③土地の所有者が開発許可時と同一又はその同一生計家族であること

3 申請の方法

市町村長が発行した罹災証明書を添付の上、開発行為許可等に係る申請を行ってください。

上記 1（４）について、罹災証明を受けることができない場合は、被災状況等がわかる写真や被災証明書を添付の上、申請を行ってください。なお、罹災証明書の添付によらない申請の場合、減免の可否は個別に判断します。

4 免除期間

災害発生日から令和 9 年（２０２７年）３月 3１日まで